

10月から公共施設の料金が変わります

本市には公民館や文化施設、スポーツ施設といったさまざまな公共施設があります。これらの管理運営費は、利用者が支払う「使用料」等と市民の皆さんの「税金」で賄っています。この使用料は利用者が受けるサービスと費用負担の均衡を図り、施設等を利用する人と利用しない人の税負担の公平性を保つために設定しているものです。今回の使用料の改定に当たっては、10月からの消費税率10%への引き上げを反映させたほか、各施設の経費や受益者負担割合を見直し、類似施設等との格差解消などを行って設定しています。市民の皆さんのご理解とご協力をお願いします。

主な施設の使用料・手数料の改定内容(抜粋)

施設名	貸出区分など	貸出時間	使用料	
			改定前	改定後
男女共同参画推進センター「スピカ」	研修室1(目的利用)	1時間	70円	100円
サン・アビリティーズ佐世保	体育室(練習)、全面	1時間	1,330円	1,350円
公園のスポーツ施設	多目的広場1コート	1時間	100円	150円
市民文化ホール(旧海軍佐世保鎮守府凱旋記念館)	ホール	1時間	1,530円	1,850円
体育文化館	体育館(練習)バスケットボール1面	1時間(市民)	1,060円	1,080円
		1時間(市外者)	1,330円	1,350円
総合グラウンド	プール(個人)高校生以上	1時間(市民)	450円	500円
		1時間(市外者)	600円	680円
	野球場(練習)一般	1時間	1,400円	1,430円
東部スポーツ広場	体育館(練習)ハンドボール1面	1時間(市民)	2,120円	2,160円
		1時間(市外者)	2,660円	2,700円
温水プール	個人2時間(高校生以上、市民)		440円	450円
	個人2時間(高校生以上、市外者)		520円	530円
総合教育センター	プラネタリウム等観覧料	大人1回	310円	320円
中央公民館	講座室3	社会教育目的1時間	50円	70円
		社会教育目的以外・市外団体1時間	250円	260円
試験検査手数料			水質5,900円以内 食品6,150円以内	水質6,010円以内 食品7,530円以内

※上記掲載以外でも使用料改定を行っている施設があります。改定内容については市ホームページをご覧ください。

※「冷水岳ふるさと物産館」「烏帽子岳散策の森」の使用料についての条例は継続審査になっています。

☎ 財政課 ☎ 24-1111

幼児教育・保育の無償化が10月からスタート

子育て世帯を応援し、社会保障を全世代へ抜本的に変えることを目的とした国による幼児教育・保育の無償化が10月1日からスタートします。この制度は幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する3歳から就学前の子どもたちと、住民税非課税世帯の0歳から2歳児クラスまでの子どもたちの利用料が無料となるものです。預かり保育や認可外保育施設等を利用する場合は、市役所担当課で保育の必要性の認定を受ける必要がありますので、ご注意ください。



1 幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する子どもたち

- 3歳から就学前までの全ての子どもたちの利用料が無料になります。
※子ども・子育て支援新制度の対象とならない幼稚園(市内では、黒髪くりのみ、早岐くりのみ、進徳、広田、吉井中央の各幼稚園)の利用料は、最大月額25,700円の範囲で無料になります。
※実費徴収されている費用(通園送迎費、食材料費、行事費など)は有料です。
※幼稚園(4時間程度)は満3歳(3歳になった日)から、保育所は3歳児クラス(3歳になった後の最初の4月以降)から無料になります。
- 0歳から2歳児クラスまでの子どもたちの利用料は、住民税非課税世帯が無料になります。

2 幼稚園・認定こども園の預かり保育を利用する子どもたち

- 新たに保育の必要性があると認定を受けた場合には、幼稚園利用料に加え、利用実態に応じて、最大月額11,300円までの範囲で預かり保育の利用料が実質無料になります。
※預かり保育は3歳児クラス(3歳になった後の最初の4月以降)から無料になります。

3 認可外保育施設等を利用する子どもたち

- 新たに保育の必要性があると認定を受けた3歳児クラスから就学前の子どもたちは、最大月額37,000円までの利用料が無料になります。
※0歳から2歳児クラスまでの子どもたちについては、住民税非課税世帯が対象で、月額42,000円までの利用料が無料になります。

よくある質問 Q&A

- Q 全ての利用にかかる費用が無料になるのですか？
A 給食費(主食、おかずなど)、通園バス、行事費などは有料です。
- Q 現在の保育料多子軽減はどうなりますか？
A 保育料多子軽減は引き続き実施します。
- Q 認可外施設等とはどんな施設ですか？
A 主に認可外保育所や事業所内に設置してある保育所、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリーサポートセンター事業です。
- Q 現在、認可保育所を利用しています。病児保育も無料になるのですか？
A この場合、保育所の利用料は無料になりますが、病児保育など認可外施設等の利用は有料です。
- ※その他、詳しくは市ホームページをご覧ください。

☎ 子ども支援課 ☎ 24-1111